

## 年末年始の業務

12月29日(木)から1月3日(火)までは、役場の業務が一部の業務を除きお休みとなります。ごみの収集などについては、下記のとおりとなりますのでお知らせします。

### 年末年始のごみ収集等のお知らせ

年末年始は、特にごみの量が増えるため、収集時間が遅くなる場合があります。

また、年末のクリーンパーク茂原への持ち込み量が増えるため、大掃除はお早めをお願いします。

#### ごみ収集及びし尿くみとりの休日＝

##### ●ごみの収集

12月31日(土)から1月3日(火)まで休み

##### ●し尿のくみ取り

栃南産業(株)

12月29日(木)から1月3日(火)まで休み

(有) マルフジ

12月29日(木)から1月3日(火)まで休み

#### ▶問い合わせ先＝

ごみ 住民生活課 生活環境係

☎56 9131

し尿 栃南産業(株)

☎53 5557

(有) マルフジ

☎56 6544

### 上下水道年末年始指定工事店当番表

年月日	指定工事店	電話
平成28年 12月29日 (木)	(有) 栃木屋	☎56 2117
	(株)津野田土木	☎53 6451
平成28年 12月30日 (金)	(株)柳田商会	☎56 2162
	(株)星野組	☎56 3492
平成28年 12月31日 (土)	猪瀬設備	☎56 4355
	(株)カクタ技建	☎53 0699
	(有)太陽建設	☎56 6873
平成29年 1月1日 (日)	(有)野沢住設工業	☎56 0923
	(株)神吉工業	☎53 2337
	(株)高田組	☎56 3395
平成29年 1月2日 (月)	(有)仁平組	☎56 3189
	(有)明和設備工業	☎56 2239
平成29年 1月3日 (火)	(有)上野住設工業	☎56 4252
	(株)東部興業	☎56 2509

#### ▶問い合わせ先＝上下水道課

●上水道係 ☎56 9169

●業務係 ☎56 9168

●下水道係 ☎56 9144

### クリーンパーク茂原からのお知らせ

年末になりますと、クリーンパーク茂原へのごみの持ち込みが集中し、混雑が予想されます。

ごみの収集は12月30日(金)まで行いますので、出せるごみはごみステーションへ出したり、前もって持ち込みするなどし、年末の混雑緩和にご協力ください。

▶休業日＝12月31日(土)から1月3日(火)

▶受付時間＝午前8時30分～正午  
午後1時～4時30分

#### ▶問い合わせ先＝

クリーンパーク茂原

☎028(654)0018

住民生活課 生活環境係

☎56 9131

### 年末年始は自動交付機を停止します

12月29日(木)から1月3日(火)まで、住民票・印鑑登録証明書自動交付機を終日停止させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

住民票と印鑑登録証明書が必要な方は、事前にご利用ください。

#### ▶問い合わせ先＝

住民生活課 総合窓口係 ☎56 9125

## ● 年末年始における救急診療について ●

多くの医療機関が休診となる年末年始は、「夜間休日急患診療所」（詳細はP7）または下表の在宅当番医をご利用ください。また、事前にかかりつけ医の休診日を確認する、体調がすぐれない場合は早めに受診するなどの準備をこころがけてください。

### 年末年始の在宅当番医一覧

	12月29日 (木)	12月30日 (金)	12月31日 (土)	1月1日 (日)	1月2日 (月)	1月3日 (火)
医療機関名	小金井中央病院 下野市小金井2-4-3 ☎0285(44)7000		●		●	
	石橋総合病院 下野市石橋628 ☎0285(53)1134			●		○
	小山整形外科内科 小山市雨ヶ谷753 ☎0285(31)1331	●			●	
	杉村病院 小山市城南町2-7-18 ☎0285(25)5533		●			○
	光南病院 小山市乙女795 ☎0285(45)7711	●		●		
	野木病院 野木町友沼5320-2 ☎0280(57)1011		●		●	

●印＝午後5時～翌日午後5時まで診察 ○印＝午後5時～翌日午前9時まで診察

※各医療機関には、必ず事前に電話で確認してから受診してください。

▶問い合わせ＝健康課 成人健康係 ☎(56)9133

## 海外で急な病気にかかって 治療を受けたとき

### 海外療養費

海外で急な病気や怪我で医療を受けたときに、その費用の一部について払い戻しを受けることができます。申請に必要な書類の中に、現地の医療機関に記入してもらう書類があります。書類は保険課窓口で受け取るかホームページからもダウンロードできますので、事前に用意して渡航することをおすすめします。

### 給付の範囲

給付対象となるのは、日本国内で保険診療として認められている医療行為に限られます。国内で保険診療として認められない治療や、治療を目的とし渡航して治療を受けたときなどは給付対象外となります。

### 支給額

日本国内の医療機関で保険診療を受けた場合にかかる医療費を基準に計算した額(海外で受けた治療費の方が安くなる場合は、実際に支払った金額)から自己負担額を差し引いた金額が支給されます。※海外では日本の医療制度が異なるため、支払った金額から自己負担額を引いた額よりも、支給額が大幅に少なくなる場合があります。

▼問い合わせ先＝保険課 国保年金係  
☎(56)9134